

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成26年3月31日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

香川県病院局管理規程第2号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表) 第3条 略 (1) 略 (2) 医療職給料表 ア 医療職給料表(一) 県立病院に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師 イ 医療職給料表(二) 県立病院に勤務し、調剤業務に従事する薬剤師、栄養の管理業務又は管理指導業務に従事する栄養士並びに本来の業務に従事する診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師 ウ 医療職給料表(三) 県立病院に勤務し、看護業務又は助産業務に従事する看護師、准看護師及び助産師並びに保健指導業務に従事する保健師及び助産師 (3) 技能職給料表 技能職員（<u>地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。</u>） 2・3 略</p>	<p>(給料表) 第3条 給料表の種類及びその適用範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 医療職給料表 ア 医療職給料表(一) <u>県立病院又はがん検診センター（以下「病院等」という。）</u>に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師 イ 医療職給料表(二) <u>病院等</u>に勤務し、調剤業務に従事する薬剤師、栄養の管理業務又は管理指導業務に従事する栄養士並びに本来の業務に従事する診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師 ウ 医療職給料表(三) <u>病院等</u>に勤務し、看護業務又は助産業務に従事する看護師、准看護師及び助産師並びに保健指導業務に従事する保健師及び助産師 (3) 技能職給料表 技能職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員をいう。</u>） 2・3 略</p>
<p>(特殊勤務手当の種類) 第9条 略 (1)～(6) 略 <u>(7) 分べん手当</u> <u>(8)～(10) 略</u></p> <p>(有害物等取扱手当) 第10条 有害物等取扱手当は、<u>県立病院</u>に勤務する職員が次に掲げる業務に</p>	<p>(特殊勤務手当の種類) 第9条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 <u>(7)～(9) 略</u></p> <p>(有害物等取扱手当) 第10条 有害物等取扱手当は、<u>病院等</u>に勤務する職員が次に掲げる業務に従</p>

従事したときに支給する。

(1)～(3) 略

2 略

(精神保健福祉業務手当)

第11条 精神保健福祉業務手当は、県立病院に勤務する職員が精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事した場合に支給する。

2 略

(感染症等治療業務手当)

第12条 感染症等治療業務手当は、県立病院に勤務する職員（次条の規定により精神病治療業務手当を受ける職員を除く。）が感染症病棟、感染症病室又は結核病棟において、直接、患者に接する業務に従事したときに支給する。

2 略

(夜間看護等手当)

第14条 略

(1) 県立病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護業務又は救急医療に関する業務に従事した場合

(2) 県立病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員で管理者が定めるものが正規の勤務時間以外の時間において、管理者が定めるところにより、救急医療等に関する業務に従事した場合

2～4 略

(併給禁止)

第15条 略

(分べん手当)

第15条の2 分べん手当は、県立病院に勤務する医師又は看護師が分べん業務に従事した場合に支給する。

事したときに支給する。

(1)～(3) 略

2 略

(精神保健福祉業務手当)

第11条 精神保健福祉業務手当は、病院等に勤務する職員が精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事した場合に支給する。

2 略

(感染症等治療業務手当)

第12条 感染症等治療業務手当は、病院等に勤務する職員（次条の規定により精神病治療業務手当を受ける職員を除く。）が感染症病棟、感染症病室又は結核病棟において、直接、患者に接する業務に従事したときに支給する。

2 略

(夜間看護等手当)

第14条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院等に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護業務又は救急医療に関する業務に従事した場合

(2) 病院等に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員で管理者が定めるものが正規の勤務時間以外の時間において、管理者が定めるところにより、救急医療等に関する業務に従事した場合

2～4 略

(併給禁止)

第15条 略

2 分べん手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 分べん業務に従事した産科医師 分べん（多胎分べんを含む。以下同じ。）1件につき5,000円

(2) 分べん業務において分べんを直接介助した看護師 分べん1件につき2,500円

(死体取扱手当)

第16条 死体取扱手当は、県立病院に勤務する職員が死体の解剖若しくはその補助作業又は死体の清しき納棺作業に従事したときに支給する。

2 略

(診療応援手当)

第17条 診療応援手当は、県立病院に勤務する医師又は歯科医師が次に掲げる診療（健康診断、予防接種及び就業規程第7条第1項第1号に掲げる勤務を含む。以下同じ。）の応援業務のうち管理者が認めるものに従事したときに支給する。

(1) 県立病院の医師又は歯科医師の欠員等のため県立病院相互間において行われる診療の応援業務

(2) 県立病院と公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又は地方公共団体その他管理者が認める団体をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した協定に基づき、当該公的医療機関等から依頼のあった診療の応援業務

2 略

(講義手当)

第18条 講義手当は、県立病院に勤務する医師又は歯科医師が香川県立高等学校又は香川県消防学校において講義に従事したときに支給する。

2 略

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
略	略

(死体取扱手当)

第16条 死体取扱手当は、病院等に勤務する職員が死体の解剖若しくはその補助作業又は死体の清しき納棺作業に従事したときに支給する。

2 略

(診療応援手当)

第17条 診療応援手当は、病院等に勤務する医師又は歯科医師が次に掲げる診療（健康診断、予防接種及び就業規程第7条第1項第1号に掲げる勤務を含む。以下同じ。）の応援業務のうち管理者が認めるものに従事したときに支給する。

(1) 病院等の医師又は歯科医師の欠員等のため病院等相互間において行われる診療の応援業務

(2) 病院等と公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又は地方公共団体その他管理者が認める団体をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した協定に基づき、当該公的医療機関等から依頼のあった診療の応援業務

2 略

(講義手当)

第18条 講義手当は、病院等に勤務する医師又は歯科医師が香川県立高等学校又は香川県消防学校において講義に従事したときに支給する。

2 略

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
略	3種

病院長（中央病院長を除く。）	
中央病院副院長 検診センター長	
略	
略 白鳥病院事務局長 院長補佐 中央検査部長 主任部長	略
略	

病院長（中央病院長を除く。） がん検診センター所長 中央病院副院長	
略	
略 白鳥病院事務局長 がん検診センター事務局長	5種
主任部長	
略	

別表第12（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	1 種	2 種
略		
備考 1 略 2 この表において、「1種」とは医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち人口が少ない市に所在する <u>県立病院</u> に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると管理者が認めるものを占める職員を、「2種」とは同表の適用を受ける職員のうち1種以外の職員をいう。		

別表第12（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	1 種	2 種
略		
備考 1 略 2 この表において、「1種」とは医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち人口が少ない市に所在する <u>病院等</u> に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると管理者が認めるものを占める職員を、「2種」とは同表の適用を受ける職員のうち1種以外の職員をいう。		

別表第13（第20条関係）

職	割合
略	
略 病院長（中央病院長を除く。）	略
中央病院副院長 検診センター長	
略	

別表第13（第20条関係）

職	割合
略	
略 病院長（中央病院長を除く。） がん検診センター所長 中央病院副院長	100分の20
略	

附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。